

川越シニア大学『小江戸塾』会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、川越シニア大学『小江戸塾』（以下本会という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、市民活動の推進を図り自主的な社会活動参加を促し、もって会員の健康維持と生きがいを高めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流・親睦及び学習機会の提供。
- (2) 地域活動の企画及び実践。
- (3) 川越シニアカレッジ「ふるさと塾」の企画及び運営。
- (4) その他この会の目的達成に必要なこと。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、川越市シニア大学『小江戸塾』修了生及び川越シニアカレッジ「ふるさと塾」修了生並びに本会の目的に賛同するもの。

(会 費)

第6条 本会の会費は、年額1,000円とし年初に一括納入するものとする。

- 2 本会入会時の入会金は1,000円とし、入会日の属する年度の会費は納入不要とする。

第4章 役 員

(役員の種類、定数及び選任等)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 若干名
- (2) 監 事 2名
- 2 理事及び監事は総会において、事前に立候補した会員の中から選任する。
- 3 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を事務局長、2名を会計とする。
- 4 会長、副会長、事務局長、会計は、理事の互選とする。
- 5 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員はその任期終了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を代行する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、この会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、日常業務を統括的に執り行う。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監事は、会の財産の状況及び職務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

(顧問等)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会と理事会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催し、事業報告・決算の承認・事業計画・予算案の承認並びに会則の変更等を審議決定する。但し、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上から総会開催の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
- 3 理事会は、第7条に掲げた役員で組織し、会の事業を審議する。
- 4 総会及び理事会は会長が招集する。

(会議の成立要件並びに議長)

第12条 総会は、会員の2分の1以上の、理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

但し、出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

- 2 総会の議長は会員の中から選出し、理事会は会長もしくは会長が指名した者がこれにあたる。

(議 決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数の賛成で決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第6章 会 計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第7章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け)

第15条 本会の事務所または会長が指定した場所に、次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 会 則
- (2) 会員に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 会員名簿
- (5) 会議議事録
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第16条 この会則を実施するにあたって必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

付 則

(施行期日)

- 1 本会則は、平成14年5月20日から施行する。
- 2 平成15年4月15日会則の一部を改正同日より施行する。
- 3 平成16年4月26日会則の一部を改正同日より施行する。
- 4 平成18年4月22日会則の一部を改正同日より施行する。
- 5 平成19年4月28日会則の一部を改正同日より施行する。
- 6 平成23年4月23日会則の一部を改正同日より施行する。
- 7 平成27年4月25日会則の一部を改正同日より施行する。